

ひらつかホール(舞台)における「禁止行為」の解除承認申請について

スクエア荏原(荏原平塚総合区民会館)の貸施設では、火気の使用を禁止しています。ただし、舞台スタッフが常駐する「ひらつかホール」では、公演などの演出のため舞台上で火気を使用する必要がある場合には、消防法で禁止されている行為(火気使用)について、解除承認される場合があります。

公演等で火気の使用をご検討されている場合には、まずスクエア荏原の舞台担当までご相談ください。また、火気の使用や解除承認については、東京消防庁のホームページで必ずご確認ください。

1. ホール内での火気使用に係る「禁止・制限事項」

- 喫煙(「加熱式たばこ」も含む)
- 火気・スモークマシーンなどの使用(裸火・クラッカー・スターターピストル・キャノン砲その他火薬含有物・可燃ガス等)

2. 解除承認とは

劇場等の舞台では喫煙・裸火使用・危険物品の持込みが禁止されていますが、火災予防上安全であり、関係法令に適合し、かつ会場の基準に適合している場合には解除承認を受けることができます。

3. スクエア荏原における手続きの流れ

***利用日の1か月前に行う「舞台打ち合わせ」に間に合うよう、手続きを行ってください。**

- (1) 火気の使用を検討している段階で、施設予約の前に、スクエア荏原の舞台担当までご相談ください。スクエア荏原による「事前の確認」を受けてから、消防署に申請してください。
- (2) 主催者が申請者として、荏原消防署に申請してください。承認後、あらためてスクエア荏原の舞台担当までご連絡願います。

<申請書一式>

- ① 禁止行為の解除承認申請書(記入例は、東京消防庁のホームページをご覧ください)

【スクエア荏原がご用意する書式】

- ② 解除申請場所がある階の平面図(1階・2階の見取り図・避難経路つき)
- ③ 消火器の配置図(1階消火器配置図)
- ④ 会場管理計画書(初期消火の人員配置等)

【主催者が用意する書式】

- ⑤ 公演等の概要(ポスター・チラシなど)
- ⑥ 進行表(禁止行為が行われる時間帯がわかるもの)
- ⑦ 舞台図面・配置図(禁止行為を行う状況・消火担当者の配置・舞台面の養生など)
- ⑧ 禁止行為解除を求めるもの使用内訳・器具の詳細(取扱説明書・仕様書など)

<提出先>

荏原消防署予防課 (03-3786-0119)(平日:午前8時30分から午後5時15分まで)

***事前連絡必須。*提出期限は、利用日の「おおむね10日前」までとされています。**